

## 環境カウンセラー制度の推進方策について（骨子）

- 1 . 環境カウンセラー制度の現状
- 2 . 環境カウンセラーに期待されている役割
- 3 . 環境カウンセラー制度の問題点
  - ( 1 ) 知名度の低さ
  - ( 2 ) 活動の場・機会の不足
  - ( 3 ) 活動の状況把握と実績評価の仕組みの欠如
  - ( 4 ) 活動のための資質・能力等を向上させる仕組みの不足
- 4 . 環境カウンセラー制度を推進するための具体的方策
  - ( 1 ) 知名度の向上
    - 環境カウンセラー制度の P R の拡充
    - 個々の環境カウンセラーの活動の P R の拡充
  - ( 2 ) 活動の場・機会の拡大
    - 各事業におけるより積極的な活用
    - 学校や教育委員会、自治体等との連携
  - ( 3 ) 活動の状況把握と評価の仕組みの構築
    - 活動の状況把握
    - 活動の実績評価
  - ( 4 ) 活動のための資質・能力等を向上させるための仕組みの構築
    - より効果的な研修の実施
    - 情報の積極的な提供・交流の仕組みの構築
  - ( 5 ) その他の事項

## 1. 環境カウンセラー制度の現状

平成8年度に環境カウンセラー登録制度が制定されて以来、登録者数は毎年順調に増加し、現在3,097名に達しているが、環境カウンセラーが数名しかない県もあり、地域的な偏りがみられる。

近年、地域において、NPO等の行う環境保全活動が活発化したり、学校において総合的学習の時間が導入されるなど、環境保全活動を自ら推進し、または助言・指導する人材の必要性が高まっている。しかし、そのような場で活躍する環境カウンセラーがみられる一方で、意欲はあるが、なかなか具体的な活動に結びついていない環境カウンセラーもみられる。

地域の環境カウンセラーで構成された任意の団体(環境カウンセラー協(議)会等、以下「協(議)会」という)が現在全国40地域で設立され、団体によって活動内容に差はあるが、情報交換や研修、制度の普及・啓発など環境カウンセラーの個々の活動を促進するための様々な活動が行われている。また、NPO法人として認証を受けている団体もある。

環境カウンセラーの登録者数が3千人を超え、今後も増加していく中で、環境省本省において、個々の環境カウンセラーの活動状況を踏まえたきめの細かい制度運営を行うことは次第に難しい状況になっている。一方、平成13年10月、全国9ヶ所に環境省の地方環境対策調査官事務所(以下「地方調査官事務所」という)が設置され、地方における環境情報の収集や発信、関係機関、団体等との情報の交流等の業務を行っており、環境カウンセラーにその支援業務を依頼している例もみられる。

## 2. 環境カウンセラーに期待されている役割

環境保全活動を地域から盛り上げていこうという社会気運が広がりつつあり、中央環境審議会の「環境保全活動の活性化方策について(中間答申)」(平成14年12月17日)においても人材育成の必要性について記述されている。これらの活動を支える多くの人材育成制度の中でも、環境省による全国的な制度である環境カウンセラーに対する期待は大きくなっている。

環境保全や環境保全活動に関する知識の付与や助言・指導といった「環境カウンセリング」のみならず、地域の環境問題の把握・分析や環境保全活動の企画・実践、普及・啓発、あるいは活動団体の立ち上げ・運営、主体間のコーディネート等のより幅広い役割を自発的積極的に果たしていくことが、従来にも増して期待されている。

### 3 . 環境カウンセラー制度の問題点

#### ( 1 ) 知名度の低さ

環境省では、ホームページやパンフレットの作成等により環境カウンセラー制度のPRを行っており、また、環境カウンセラー自ら地域に働きかけてその活動を広げたり、協（議）会を通じて周知を図っているが、実際に活動が期待される地域や学校教育現場等に環境カウンセラー制度の情報がほとんど伝わっていないなど、環境カウンセラー制度の知名度が低い場合が多く、環境カウンセラー制度が十分に機能している状況には至っていない。

環境カウンセラー登録簿の情報内容が活動分野や登録前の経歴等に限られており、個々の環境カウンセラーの活動内容についての最新かつ詳細な情報が提供されていないため、個々の環境カウンセラーの具体的な活動状況が十分に知られておらず、環境カウンセラー全体の知名度の低さにつながっている。

#### ( 2 ) 活動の場・機会の不足

環境カウンセラーは積極的に活動し環境保全に役立ちたいと望んでいる者が多いが、市民や企業からの依頼は必ずしも多くはなく、依頼を待っているだけでは十分な活動の場・機会を得られない。

環境省ではエコアクション21の普及等に環境カウンセラーの活用を図っているが、十分な活動の場が提供されているという状況には至っていない。

学校での環境教育への協力や自治体との連携など活動の場・機会を自ら開発しようとしても、環境カウンセラー個人による働きかけのみでは限界がある場合が多い。

地方自治体の中には環境アドバイザーなど独自で人材制度を設けているところがあり、環境カウンセラー制度と活動の場が重なる場合もあるが、互いの連携が十分に図られていない場合が多い。

#### ( 3 ) 活動の状況把握と実績評価の仕組みの欠如

個々の環境カウンセラーの活動状況について把握する仕組みがなく、どのような活動が地域で展開されているのかを十分に把握できていないことから、依頼者に対する正確な情報提供ができなかったり、効果的な研修等の支援策を講じることができない等の問題点が生じている。

環境カウンセラーの活動実績を適切に評価する仕組みがないために、モデルとなるような優良な活動事例であっても他へ波及されないままとなってい

る。また、全く活動を行っていない環境カウンセラーも、登録が更新できる仕組み（3年に一度の研修修了のみ更新要件）となっている。

#### （４）活動のための資質・能力等を向上させる仕組みの不足

環境カウンセラーの資質・能力等の向上を図るため研修を実施しているが、1回の参加者が数百人規模にならざるを得なくなっており、また、様々なレベルの環境カウンセラーが混在しているため、個々の環境カウンセラーのニーズに応じた研修を行うことが困難になっている。

開催地及び開催回数に限られているため、交通費や日程調整等参加する環境カウンセラーにかなりの負担となる場合がある。

研修を3年に一度修了することが登録更新の要件となっていることから、環境カウンセラーとして活発な活動を行っている場合であっても、研修が受けられなかった場合には更新できないこととなる。また、新規登録されてから、3年後の更新のための研修を受講するまで時間が空いてしまい、早期に環境カウンセラーとしての研修を受けない場合がある。

より良い活動を行うためには、環境行政や専門分野の最新情報、他の環境カウンセラーの成功例、先進事例等が大変重要であるが、それらの情報を把握し提供する仕組みが整っていない。

### 4．環境カウンセラー制度を推進するための具体的方策

#### （１）知名度の向上

##### 環境カウンセラー制度のPRの拡充

環境省のホームページや広報誌、パンフレット等の各種広報媒体を活用し環境カウンセラー制度のPRの拡充に努めるとともに、環境省が開催する会議等においてもそのPRを強化することが必要である。また、文部科学省等の関係省庁や、自治体、事業者等に対するPRについても拡充に努めることが必要である。

地域レベルにおいては、環境カウンセラー自らの地域への働きかけや協（議）会によるPR活動とも連携しながら、地方調査官事務所等の出先機関を活用して自治体や教育委員会、民間団体、学校等の活動現場等に対するPRの拡充に努めることが必要である。

協（議）会におけるPRも期待されることから、協（議）会に対する十分な資料や情報の提供が必要である。

## 個々の環境カウンセラーの活動のPRの拡充

環境省のホームページに掲載している環境カウンセラーの登録簿の記載内容について、これまでの経歴等に加え、後述する活動実績報告書に記載された具体的な活動の最新情報を掲載し、毎年、更新を図ることにより、個々の環境カウンセラーの活動状況について十分に把握できるようにすることが必要である。また、これにより、環境カウンセラーに関する問い合わせや依頼を受けた際、活動状況等を踏まえた適切な事例の紹介等を行うことが可能となる。

先進的な活動事例や成功例を積極的に公表することも有効であり、そのための方法を検討することも必要である。

## (2) 活動の場・機会の拡大

### 各事業におけるより積極的な活用

環境省によるエコアクション21の普及や化学物質アドバイザー制度、環境教育指導者育成事業等の各種事業への環境カウンセラーの活用をさらに拡充していくことが必要である。

地方調査官事務所においては、現在、地域の環境カウンセラーに市民からの相談業務等の支援を依頼しているが、このような地方調査官事務所における環境カウンセラーの活用についても、拡大していくことが必要である。

### 学校や教育委員会、自治体等との連携

学校における総合的な学習の時間や自治体の開催する市民向けの講演会等の事業において環境カウンセラーが活用されるよう、文部科学省や自治体に対する働きかけを強化するとともに、地方調査官事務所においても、学校や教育委員会、自治体等への働きかけや仲介を行うことが必要である。

学校や教育委員会、自治体等との連携事業を積極的に企画し、そのコーディネーターやリーダー、又は助言者として環境カウンセラーを活用することも有効である。

自治体の中には独自の人材制度を設けているところもあるが、その人材制度で対応できる分野や地域に限りがある場合には、幅広い専門分野を有し、広域的な活動を行うことができる環境カウンセラーがそれを補完することが可能であり、自治体への積極的な働きかけが必要である。なお、環境カウンセラーの活動範囲と重複している分野については、環境カウンセラーもその人材として登録等されるよう調整を図る必要がある。また、自治体独自の人材としても活動する環境カウンセラーの場合については、活動の実績評価にあたって、その活動も環境カウンセラーとしての実績として評価していくこ

とが適当である。

### (3) 活動の状況把握と評価の仕組みの構築

#### 活動の状況把握

環境カウンセラーから毎年、活動実績報告書の提出を受ける等により、環境カウンセラーの活動状況を把握することが必要である。これにより、活動実績を踏まえた効果的なPRや、先進的な活動事例の紹介・共有、ホームページの充実などの各種施策の構築や実施が可能となる。

#### 活動の実績評価

活動実績報告書を元に、優良な活動事例を取り上げて積極的に公表することで、環境カウンセラー活動の推進に対してインセンティブを働かしたり、他の環境カウンセラーや地域で活動する者への波及効果をもたらすようにすることを検討することが必要である。

登録更新の際に、活動実績報告書の提出状況及びそれを元にした活動の実績評価を勘案することにより、活動の促進を図るとともに、登録を受けたにもかかわらず活動を行う意思を有していない者に対しては更新を行わないという仕組みを検討することが必要である。ただし、当面は最新の活動状況の把握という面を重視し、活動実績を精査する評価の導入については引き続き検討が必要である。

### (4) 活動のための資質・能力等を向上させるための仕組みの構築

#### より効果的な研修の実施

環境カウンセラーとしての活動を円滑に行えるよう、新規登録後は出来るだけ早期に、環境省の新規登録者向け研修を必ず受けることとすることが必要である。

資質・能力の向上のためには、自らのニーズに合った研修を受講し研鑽活動を積むことが有益であることから、環境省の研修に限らず自治体や民間団体等が開催する研修などにも参加を推奨し、その受講状況等研鑽活動の状況を、前述の活動実績報告書に記載することにより、その促進を図るとともに、環境カウンセラーの研鑽状況を把握することが必要である。中でも、環境事業団が主催している研修については、積極的な情報提供等、環境カウンセラーが参加しやすい条件整備を行うことが必要である。

研修内容については、環境カウンセラーのニーズを考慮し、最新情報の提供や事例研究等を盛り込むとともに、より専門的な研修も検討するなど、きめ

細かいものとする必要がある。また、コーディネーターやリーダー等として地域との連携や自主的な活動を推進するために必要な資質の向上を図る研修の検討も必要である。これらの研修の講師として、特に高い専門知識を持った環境カウンセラーを活用することの検討も必要である。

地方調査官事務所を活用して研修の開催地及び開催数の増加を図り、参加しやすく地域性にも配慮した研修とすることの検討も必要である。

#### 情報の積極的な提供・交流の仕組みの構築

環境カウンセラーのホームページやメールマガジンの活用、研修等の機会を通じて、環境行政に係る最新情報や環境カウンセラーの先進事例、成功事例等を積極的に提供するよう努める必要がある。

環境カウンセラー同士が交流し、活動を行う際の課題や先進的な事例について情報交換を行うことは、活動の拡大や向上に有効であることから、研修やメーリングリスト、ホームページの掲示板等を活用し、そのような機会の提供を検討することも必要である。

協（議）会を通じた情報の提供や、地方調査官事務所と地域の協（議）会及び関係自治体等との交流を図るための具体的方策を検討することも必要である。

#### （５）その他の事項

上記で述べてきた方策を全国各地で具体的に実施していくためには、全国９ヶ所の地方調査官事務所の組織・機能を有効に活用していくことが必要である。

地域レベルのみならず全国レベルにおいても、協（議）会の活動の促進及び環境省との連携の強化について、具体的な検討を進めていくことが必要である。

若い世代にも環境保全活動に熱意と知識のある人材が多くなってきていることに鑑み、大学等において環境に関する専門的な教育を修めた者や子どもエコクラブ等で自主的な環境保全活動を行った者等を環境カウンセラーとして活用することについても、今後の検討課題と考えられる。